



# 埼玉県報

第 2 4 4 1 号  
平成24年11月13日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県職員出退勤管理システム構築機器賃貸借に関する入札公告\(人事課\)](#)
- [川里中央土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川里中央土地改良区の清算人就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [鴻巣都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場合流改善1号雨水沈殿池高度化機械設備工事に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://ww.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人童里夢
- 三 代表者の氏名  
森 洋子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県加須市南篠崎一丁目十二番四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者に対し保健、医療、又は福祉の増進と雇用促進に寄与するとともに、一般市民及び企業に対し、ゴミの減量化及びリサイクル活動を推進することにより、環境への負担が少ない循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千五百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年2月1日(金)から平成30年1月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部人事課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部人事課管理担当 水書（みずがき） 電話048 - 830 - 2437（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月25日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月21日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年12月21日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎3階人事課 平成24年12月25日（火）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年12月4日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年11月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-

5775 ( 直通 ) ) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Lease for equipment to manage work time attendance of Saitama Prefectural Government employees

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. December 25, 2012

By registered mail or in person: Must be received by 5:00 p.m. December 21, 2012

(3) Contact Information:

Mr. Jun Mizugaki, Management Group

Personnel Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2437

# 告示

埼玉県告示第千五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川里中央土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	金子一夫	埼玉県鴻巣市屈巢二千七百四十七番地
同	大山一雄	同 広田二千九百五十二番地一
同	寺山雅夫	同 関新田六百六番地
同	関根貫治	同 広田二千七百十一番地
同	新井陳至	同 二千六百九番地一
同	今井卯一	同 二千五百九十五番地
同	山中直治	同 三千六十六番地
同	馬場毅	同 三千三百六番地
同	荒川弘	同 二千三百二十二番地口
同	神田良二	同 九百十番地
同	坂本精吾	同 三千五百九番地一
同	間中隆治	同 屈巢四千六百十二番地
同	新井幹雄	同 四千四百八十一番地
同	藤村武夫	同 二千五百十四番地
同	川邊俊一	同 二千五百三十三番地
同	大山一郎	同 二千八百三番地
同	吉田清一	同 二千九百七十七番地



# 告示

埼玉県告示第千五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年十月二十四日に解散認可した川里中央土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
金子一夫	埼玉県鴻巣市屈巢二千七百四十七番地
大山一雄	同 広田二千九百五十二番地一
寺山雅夫	同 関新田六百六番地
関根貫治	同 広田二千七百十一番地
新井陳至	同 二千六百九番地一
今井卯一	同 二千五百九十五番地
山中直治	同 三千六十六番地
馬場毅	同 三千三百六番地
荒川弘	同 二千三百二十二番地口
神田良二	同 九百十番地
坂本精吾	同 三千五百九番地一
間中隆治	同 屈巢四千六百十二番地
新井幹雄	同 四千四百八十一番地
藤村武夫	同 二千五百十四番地
川邊俊一	同 二千五百三十三番地
大山一郎	同 二千八百三番地
吉田清一	同 二千九百七十七番地

# 告 示

埼玉県告示第千五百三十四号

鴻巣市から鴻巣都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第十五百二十五号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

荒川左岸南部流域下水道終末処理場合流改善 1号雨水沈殿池高度化機械設備  
工事

### (2) 工事場所

埼玉県戸田市大字美女木地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成26年3月31日(月)まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 内容

1号雨水沈殿池高度化に係る機械設備工事一式

#### イ 主な機器

高速ろ過設備一式

### (6) 入札見積明細書の提出を求める一般競争入札

ア 本工事は、発注者が、応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

イ 提出された入札見積明細書に疑義が生じた場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

ウ 落札者は、入札見積明細書に記載した資材等に係る取引が確認できる資料(契約書等の写し)を埼玉県が指定する提出先に提出すること。

エ 見積を求める資材等については、別添の入札見積明細書記載品目とする。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成22年4月1日施行)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成17年10月1日施行)に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidwwwj.kbid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成24年11月13日（火）から平成25年1月9日（水）まで

4 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南  
部下水道事務所設備担当 電話048-861-2054（直通） ファクシミリ  
048-861-2056

イ 受付期間

平成24年11月13日（火）午前9時00分から

平成24年11月30日（金）午後5時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成25年1月10日（木）までに郵送又は宅配便により上記4(1)アの場所に返却する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記5(2)に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送）により提出すること。また、下記5(3)に示す期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、提出受付期間の終期日時を過ぎて電子入札システム又は郵送により提出した確認申請書及び提出受付期間の終期日時までにその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成24年11月14日(水)午前9時から平成24年11月30日(金)午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成24年11月14日(水)午前9時から平成24年12月4日(火)午後5時まで

(4) 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により、資格がない旨は電子メール及び電話により平成24年12月11日(火)にそれぞれ通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成24年12月13日(木)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記7(2)に示す期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書、質問内容(題名、説明要求内容)には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成24年11月14日(水)午前9時から

平成24年11月22日(木)午後3時まで

(郵送の場合は、平成24年11月21日(水)必着のこと。提出期限後に到着した質問には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成24年11月28日(水)に電子入札システム上で掲示す

る。電子入札システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模  
工事担当 電話048-830-2743（直通）

## 9 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書提出期間

平成25年1月7日（月）午前9時から平成25年1月9日（水）午後5時まで

### (2) 郵便による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札執行課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記9(1)のとおりとする。

### (3) 開札日時

平成25年1月10日（木）午前9時30分

## 10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成23年4月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

## 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可



単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が3千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成22年度及び平成23年度に完成した埼玉県発注工事のうち、機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体又は特定企業体の各構成員は、機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記11(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成23・24年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成23年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成14年4月1日から本件入札の公告日までの間に、次のア又はイのいずれかにおいて、水処理施設機械設備の新設、増設、改築又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

ア 全体計画処理水量50,000m<sup>3</sup>/日以上の下水道終末処理場

イ 全体計画処理水量50,000m<sup>3</sup>/日以上の水浄場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）

(5) 配置予定技術者

- ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定技術者は、下水道終末処理場又は浄水場（水道事業、用水供給事業又は工業用水道事業に係るものに限る。）における水処理施設機械設備の新設、増設、改築又更新工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。
- イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記11(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、3千万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、2千5百万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。
- ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成24年1月20日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）第17条第2号の規定に基づき、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。
- エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札価格調査制度実施要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。
- オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。
- カ 専任の配置予定技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する建設業者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。
- キ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。
- ク 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以

上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記14(2)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南  
部下水道事務所設備担当 電話048-861-2054（直通） ファクシミリ  
048-861-2056

イ 依頼書提出期間

平成24年11月14日（水）午前9時から平成25年1月7日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成25年1月9日（水）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記14(3)アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務  
部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ  
048-830-4915

イ 提出期限

平成25年1月9日（水）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記14(4)ア(ウ)にあっては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記14(4)ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和

29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記14(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記14(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成25年1月9日(水)午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記14(3)アの提出先に同14(3)イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成25年2月28日(木)までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(下記15(2)ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他下水道事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 16 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)。ただし、債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

## 17 現場説明会

開催しない。

## 18 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

## 19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に

入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び入札見積明細書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(7) 入札者の押印のないもの

- (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
- (ロ) 押印された印影が明らかでないもの
- (ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (ヘ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

コ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県下水道局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成22年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成17年10月1日施行）に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary



(1) Requested Construction Service:

Arakawa Left Bank Southern District`s Final Sewerage Treatment  
Facility: Improving Combined Sewer System by Upgrading Mechanical  
Equipment for the No. 1 Storm Water Settling Tank

(2) Bidding Submissions Period:

Via Electronic Bidding or Registered Mail:

From 9 a.m. January 7 (Monday) , 2013 until 5 p.m. January 9  
(Wednesday) , 2013

(3) Contact Information:

Head of Large-scale Construction

Bidding Implementation Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2743 Fax 048-830-4915

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年四月五日

指令川建セ第二三〇〇九一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年十一月八日

川建セ第二四〇〇六二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字腰越字渡戸一〇七八番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字増尾四六四番地四

株式会社ヤマデン 代表取締役 山口 浩司